

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年6月20日(2013.6.20)

【公表番号】特表2012-526050(P2012-526050A)

【公表日】平成24年10月25日(2012.10.25)

【年通号数】公開・登録公報2012-044

【出願番号】特願2012-508854(P2012-508854)

【国際特許分類】

A 6 1 K	36/18	(2006.01)
A 6 1 K	36/48	(2006.01)
A 6 1 K	36/00	(2006.01)
A 6 1 K	8/97	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 Q	19/00	(2006.01)
A 6 1 Q	19/08	(2006.01)
A 6 1 P	17/14	(2006.01)
A 6 1 Q	7/00	(2006.01)
A 6 1 K	47/44	(2006.01)
A 6 1 K	8/92	(2006.01)
A 6 1 K	47/06	(2006.01)
A 6 1 K	8/31	(2006.01)
A 6 1 K	47/10	(2006.01)
A 6 1 K	8/34	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/78	C
A 6 1 K	35/78	J
A 6 1 K	35/78	W
A 6 1 K	8/97	
A 6 1 P	17/00	
A 6 1 Q	19/00	
A 6 1 Q	19/08	
A 6 1 P	17/14	
A 6 1 Q	7/00	
A 6 1 K	47/44	
A 6 1 K	8/92	
A 6 1 K	47/06	
A 6 1 K	8/31	
A 6 1 K	47/10	
A 6 1 K	8/34	

【手続補正書】

【提出日】平成25年4月25日(2013.4.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ココヤシ (Cocos nucifera L.) の抽出物と、ハマアズキ (Vigna marina (Burm.) Merr.) 抽出物及びモモタマナ (Terminalia catappa L.) 抽出物から選択される少なくとも1種の抽出物との組合せを含む、生物学活性抽出物。

【請求項 2】

前記抽出物が、葉、蔓、豆、殻または堅果のうちの1つまたは複数に由来する、請求項1に記載の抽出物。

【請求項 3】

前記ココヤシ抽出物が、殻または堅果に由来する、請求項1または2に記載の抽出物。

【請求項 4】

前記ココヤシ抽出物がココヤシ油である、請求項1～3のいずれか一項に記載の抽出物。

【請求項 5】

前記抽出物が、植物性油、炭化水素および／もしくはアルコールを用いて調製され、かつ／または植物性油、炭化水素および／またはアルコールを含む、請求項1～4のいずれか一項に記載の抽出物。

【請求項 6】

前記植物性油が種子または果実に由来する、請求項5に記載の抽出物。

【請求項 7】

前記植物性油がココヤシ油である、請求項6に記載の抽出物。

【請求項 8】

前記ココヤシ油が、バージンココヤシ油、精製ココヤシ油、硬化ココヤシ油または分画ココヤシ油である、請求項4または請求項7に記載の抽出物。

【請求項 9】

請求項1～8のいずれか一項に記載の抽出物、ならびに薬学的に許容される担体、希釈剤および／または賦形剤、を含む組成物。

【請求項 10】

前記組成物が、対象の皮膚または表皮付属器官に局所的に適用される、請求項9に記載の組成物。

【請求項 11】

前記表皮付属器官が、毛、毛包、爪、または角質である、請求項10に記載の組成物。

【請求項 12】

創傷の治療ならびに／または創傷治癒の治療的および／もしくは美容的促進のための、請求項9または請求項10に記載の組成物、ここで前記創傷は外科的または非外科的創傷である請求項9または請求項10に記載の組成物。

【請求項 13】

前記非外科的創傷が、火傷、擦り傷、切り傷または擦過傷である、請求項12に記載の組成物。

【請求項 14】

皮膚障害の治療的および／または美容的治療のための、請求項9または請求項10に記載の組成物。

【請求項 15】

創傷の治療ならびに／または創傷治癒の治療的および／もしくは美容的促進のための医薬品または薬学的組成物の製造における、請求項1～8のいずれか一項に記載の生物活性抽出物の使用、ここで前記創傷は外科的または非外科的創傷である請求項1～8のいずれか一項に記載の生物活性抽出物の使用。

【請求項 16】

前記非外科的創傷が、火傷、擦り傷、切り傷または擦過傷である、請求項15に記載の抽出物の使用。

【請求項 17】

皮膚障害の治療的および／または美容的治療のための医薬品または薬学的組成物の製造

における、請求項1～8のいずれか一項に記載の生物活性抽出物の使用。

【請求項 1 8】

前記皮膚障害が、加齢に関連した皮膚萎縮またはステロイドに関連した皮膚萎縮である、請求項1 7に記載の抽出物の使用。

【請求項 1 9】

前記加齢に関連した皮膚萎縮がエストロゲン欠乏と関連している、請求項1 8に記載の抽出物の使用。

【請求項 2 0】

生物活性抽出物が皮膚の厚さおよび／または機械的強度を増大させる、請求項 1 7に記載の使用。